

政務活動費支出伝票(一般)

63

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-45

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和4年1月7日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費
支払先			支払金額
キャリアバンク株式会社			¥600
摘要(品名)	数量	単価	金額
履歴事項全部証明書	1部	600	600
(調査研究のため)			

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

お買い上げ証明書

市民クラブ 様

金 600- 円也

但し、印紙・切手代金として
上記のとおり売り払いしたことを証明します。

(印紙売捌き事業受託事業者)
函館地方法務局 本局内
キャリアバンク株式会社

証明
'22.1.7
キャリアバンク
株式会社

履歴事項全部証明書

北海道函館市港町一丁目21番22号
株式会社ベーネ函館

会社法人等番号	4400-01-008478	
商 号	株式会社ベーネ函館	
本 店	北海道函館市深堀町23番25-101号	
	<u>北海道函館市柏木町15番5号2F</u>	令和 1年10月 1日移転
		令和 1年10月 3日登記
	<u>北海道函館市高松町163番地2</u>	令和 1年12月 1日移転
		令和 1年12月 20日登記
	<u>北海道函館市港町一丁目21番22号</u>	令和 2年 9月 1日移転
		令和 2年 9月 18日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成31年3月26日	
目的	1. 臨床検査業務の請負 <u>2. 診療報酬請求事務及び医療機関に付随する事務の請負</u> <u>3. 医薬品、医薬部外品並びに化粧品の販売</u> <u>4. 医療用機器、医療用品並びに衛生用品の販売並びに賃貸</u> <u>5. 調剤薬局の経営</u> <u>6. 介護保険法による指定居宅介護支援事業</u> <u>7. 介護保険法による次の居宅サービス事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護 ⑩ 特定施設入所者生活介護 ⑪ 福祉用具貸与 <u>8. 介護保険法による次の地域密着型介護サービス事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 夜間対応型訪問介護 ② 認知症対応型通所介護 ③ 認知症対応型共同生活介護 	

	<p>④ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 <u>9. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業</u> 10. 居宅介護福祉用具の販売 11. 居宅介護住宅改修の事業 12. 有料老人ホームの経営 <u>13. 介護機器・介護用品の販売及びリース・レンタル事業</u> <u>14. 介護保険請求事務</u> <u>15. 医療・介護・保健衛生に関するコンサルタント業務</u> <u>16. 人材のマネージメントと派遣業務、並びに企業及び事務処理システムの指導と販売</u> 17. 不動産の賃貸、売買並びに管理 <u>18. 建築物の營繕に関する業務の請負</u> 19. 給食業務の請負 20. 飲食店・レストランの経営 21. 倉庫業 22. 清掃業務の請負 23. 青果物、食肉類並びに鮮魚類の販売 24. 日用品雑貨の販売 25. 事務用品及び事務用機械器具の販売並びに賃貸 26. 各種資格取得講座の開設及び講座担当講師の指導、養成 27. 絵画、版画の制作の受託、加工、販売及びレンタル <u>28. イベント、スポーツ教室、講演会等の企画及び運営並びに経営</u> 29. 上記各号に付帯する一切の業務</p>
	<p>1. 臨床検査業務の請負 2. 診療報酬請求事務及び医療機関に付随する事務の請負 3. 医薬品、医薬部外品並びに化粧品の販売 4. 医療用機器、医療用品並びに衛生用品の販売並びに賃貸 5. 調剤薬局の経営 6. 介護保険法による指定居宅介護支援事業 7. 介護保険法による居宅サービス事業 8. 介護保険法による地域密着型介護サービス事業 9. 介護保険法による介護予防サービス事業 10. 介護保険法による地域密着型介護予防サービス事業 11. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業 12. 居宅介護福祉用具の販売 13. 居宅介護住宅改修の事業 14. 有料老人ホームの経営 15. 介護機器・介護用品の販売及びリース・レンタル事業 16. 介護保険請求事務 17. 医療・介護・保健衛生に関するコンサルタント業務 18. 人材のマネージメントと派遣業務、並びに企業及び事務処理システムの指導と販売 19. 不動産の賃貸、売買並びに管理 20. 建築物の營繕に関する業務の請負 21. 給食業務の請負 22. 飲食店・レストランの経営 23. 倉庫業 24. 清掃業務の請負 25. 青果物、食肉類並びに鮮魚類の販売</p>

北海道函館市港町一丁目21番22号
株式会社ペーネ函館

	26. 日用品雑貨の販売 27. 事務用品及び事務用機械器具の販売並びに賃貸 28. 各種資格取得講座の開設及び講座担当講師の指導、養成 29. 絵画、版画の制作の受託、加工、販売及びレンタル 30. イベント、スポーツ教室、講演会等の企画及び運営並びに経営 31. 上記各号に付帯する一切の業務	平成31年 4月 1日変更 平成31年 4月15日登記
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>20株</u>	令和 1年 5月 9日変更 令和 1年 6月 5日登記
資本金の額	金100万円	金4800万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、当会社の株主が当該株式を譲渡により取得する場合には、株主総会が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 佐々木千香	令和 2年 6月23日辞任 令和 2年 8月17日登記
	取締役 山上優子	令和 2年 6月23日辞任 令和 2年 8月17日登記

北海道函館市港町一丁目21番22号
株式会社ベーネ函館

	取締役 <u>高橋留美</u>	令和2年 6月23日就任 令和2年 8月17日登記
	取締役 <u>伊藤留美</u>	令和2年 8月20日高橋 留美的氏変更 令和2年 9月18日登記
		令和3年11月15日辞任 令和3年11月22日登記
	取締役 <u>加納大輔</u>	令和2年 6月23日就任 令和2年 8月17日登記
		令和3年11月15日辞任 令和3年11月22日登記
	取締役 <u>六ツ崎義明</u>	令和2年 6月23日就任 令和2年 8月17日登記
		令和3年11月15日辞任 令和3年11月22日登記
	取締役 <u>河口貴佳</u>	令和2年 6月23日就任 令和2年 8月17日登記
		令和3年11月15日辞任 令和3年11月22日登記
	取締役 <u>長井博實</u>	令和3年11月15日就任 令和3年11月22日登記
	北海道函館市花園町28番13-403号 代表取締役 <u>佐々木千香</u>	令和2年 6月23日辞任 令和2年 8月17日登記

北海道函館市港町一丁目21番22号
株式会社ペーネ函館

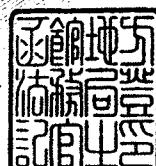
	札幌市白石区東札幌一条二丁目1番10-90 2号 代表取締役 高橋留美	令和2年 6月23日就任 令和2年 8月17日登記
	札幌市白石区東札幌一条二丁目1番10-90 2号 代表取締役 伊藤留美	令和2年 8月20日高橋 留美の氏変更 令和2年 9月18日登記
	東京都杉並区浜田山四丁目27番14号 代表取締役 長井博實	令和3年11月15日就任 令和3年11月22日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成31年 3月26日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(函館地方法務局管轄)

令和4年 1月 7日
函館地方法務局
登記官

坪井英樹



参考様式第1号

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

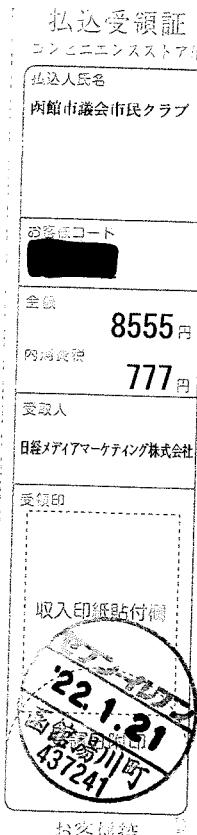
会派名 市民クラブ

伝票番号 B-46

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和4年1月21日	(調査研究費)・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費
支払先			支 払 金 額
日経メディアマーケティング株式会社			¥8,555
摘要(品名)	数量	単価	金額
日経電子版(2022年1月分)	2 部	3,889	7,778
消費税		777	777
(調査研究のため)			

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】



請求書

PAGE:001/001

〒 040-8666 北海道 函館市東雲町4-13	会員登録 会員登録
函館市議会市民クラブ	会員登録
会員 小野澤 益史 様	会員登録
000010 001/001 118AZ1K0000010#	会員登録
お振込みは下記銀行宛てにてお願いします。 振込手数料は当社にて負担をお願い申しあげます。	
口座名 振込先	

ご請求番号	F31936835-T
お客様コード	[REDACTED]
ご請求年月日	2022年01月18日
ご請求額	8,555円
▼	
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日経メテオスマートシステム株式会社	[REDACTED]
お問い合わせ先：弊社ホームページのFAQをご参照、または下記に当まで お問い合わせ下さい。 弊社・人金部 kantai@nikkeim.com.co.jp 事業法人部 2 [REDACTED]	
▼	
請求明細書	
請求項目	請求金額
日本経済新聞電子版 山陽電子版 (@3, 8 8 9) 21D 消費税 合計	7778 777 855
▼	
備考	

様式第1号

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 K-18

65

代表者	経理責任者	支出年月日	区分	
		令和4年1月21日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先				支 払 金 額
(有)パピエ吉田 吉田紙店				¥11,946
摘要(品名)			数量	金額
フラットファイル			30 枚	100 3,000
フラットファイル A4W			10 枚	130 1,300
クリアファイル			1 式	940 940
スーパードッチ 2474A			2 式	1000 2,000
スーパードッチ 2473A			2 式	900 1,800
色上質紙 A4			200 枚	3.5 700
クリアホルダー			100 枚	11.2 1,120
(消費税)				1,086
合計				11,946

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 書市民クラブ 様 4年 / 月 / 日¥11,946但 事務用品代
上記正に領収いたしました(有)パピエ吉田
吉田紙店〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555
e-mail: [REDACTED]

参考様式第1号

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-47

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和4年1月24日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費
支払先			支払金額
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則			¥8,120
摘要(品名)	数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒)	254 枚	10	2,540
(カラー)	93 枚	60	5,580
(調査研究のため)			
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管			

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02390

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市議会 市民クラブ 会長 小野澤 猛史 様				
年 度	3	会 計	一 般	金 領
款 目	諸収入 雜 入	項 節	雜 入	¥ 8,120 -
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費微収金			取扱者印
上記金額を領収しました。				
令和4年1月24日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里村昌則				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和4年(2022年)1月24日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市公営企業管理者
企業局長 田畠 浩文

令和3年12月27日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和4年1月24日16時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※ 時限性公開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問合せ先	企業局上下水道部業務課 電話27-8741	
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入しております。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 平成29年1月30日発行 不動産鑑定評価書（函館市美原1丁目所在不動産 本間不動産鑑定士分）
- 2 平成28年1月15日発行 不動産鑑定評価書（函館市富岡町2丁目所在不動産 森元不動産鑑定士分）
- 3 平成26年9月16日発行 不動産鑑定評価書（函館市万代町所在不動産 本間不動産鑑定士分）
- 4 平成25年7月26日発行 鑑定評価書（函館市日吉町1丁目所在不動産 景澤不動産鑑定士分）
- 5 平成24年10月4日発行 意見書（函館市日吉町1丁目所在不動産 景澤不動産鑑定士分）

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 平成29年1月30日発行 不動産鑑定評価書（函館市美原1丁目所在不動産 本間不動産鑑定士分）中
 - (1) 個人の印影
- 2 平成28年1月15日発行 不動産鑑定評価書（函館市富岡町2丁目所在不動産 森元不動産鑑定士分）
- 4 平成25年7月26日発行 鑑定評価書（函館市日吉町1丁目所在不動産 景澤不動産鑑定士分）中
 - (1) 不動産鑑定事務所の代表取締役の印影
- 5 平成24年10月4日発行 意見書（函館市日吉町1丁目所在不動産 景澤不動産鑑定士分）中
 - (1) 不動産鑑定事務所の代表取締役の印影

当該情報のうち、法人等の代表取締役の登記した印影については、商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印鑑登録された印影については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、また、2の不動産鑑定評価書は、まだ公表されていない著作権法上の著作物に該当するところ、著作者である不動産鑑定士から当該評価書を公衆に提供し、または提示することに同意しない旨の意思表示があったことから、同法第18条第3項第3号に規定する「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合」に該当し、公開した場合、同法第18条第1項で認められている著作者の公表権を侵害することとなるため、当該情報全体について、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 平成29年1月30日発行 不動産鑑定評価書（函館市美原1丁目所在不動産 本間不動産鑑定士分）中
 - (1) 添付資料I別表-1 取引事例の内容中 取引事例A, BおよびCに係る所在地、価格、地積、時点および交通の状況
 - (2) 添付資料I別表-1 標準画地の比準価格及び規準価格中 A, BおよびCに係る取引価格および試算値

(3) 個人の印影

- 3 平成26年9月16日発行 不動産鑑定評価書（函館市万代町所在不動産本間不動産鑑定士分）中
- (1) 添付資料I別表 取引事例の内容中 取引事例A, BおよびCに係る所在地、価格、地積、時点および交通の状況
- (2) 添付資料I別表 標準画地の比準価格及び規準価格中 A, BおよびCに係る取引価格および試算値
- 4 平成25年7月26日発行 鑑定評価書（函館市日吉町1丁目所在不動産景澤不動産鑑定士分）中
- (1) VI. 鑑定評価額決定の理由の要旨 4. 評価 (3) 試算価格の調整と鑑定評価額の決定中 附属資料別表B 取引事例比較法を採用して求めた価格に係る個別比準価格
- (2) 附属資料別表B 取引事例比較法を採用して求めた価格中の所在、規模、取引時点、取引価格、推定価格および比準価格
- (3) 附属資料別表E 取引事例比較法を採用して求めた価格中の所在、規模、取引時点、取引価格、推定価格および比準価格
- (4) 附属資料対象不動産の現況図写中の個人名

当該情報のうち、特定個人の住所および氏名が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、取引事例に挙げた土地が特定され得る記載については、公表されていない特定個人の資産内容に関する情報で、特定個人の経済的活動に関する情報であることから、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 平成29年11月30日発行 不動産鑑定評価書（函館市美原1丁目所在不動産 本間不動産鑑定士分）中
- (1) 不動産鑑定事務所の印影ならびに不動産鑑定士の印影および署名
- (2) 添付資料I別表-1 取引事例の内容中 取引事例A, BおよびCに係る所在地、価格、地積、時点および交通の状況
- (3) 添付資料I別表-1 標準画地の比準価格及び規準価格中 A, BおよびCに係る取引価格および試算値
- 2 平成28年1月15日発行 不動産鑑定評価書（函館市富岡町2丁目所在不動産 森元不動産鑑定士分）
- 3 平成26年9月16日発行 不動産鑑定評価書（函館市万代町所在不動産本間不動産鑑定士分）中
- (1) 不動産鑑定事務所の印影ならびに不動産鑑定士の印影および署名
- (2) 添付資料I別表 取引事例の内容中 取引事例A, BおよびCに係る所在地、価格、地積、時点および交通の状況

- (3) 添付資料 I 別表 標準画地の比準価格及び規準価格中 A, B および C に
係る取引価格および試算値
- 4 平成 25 年 7 月 26 日発行 鑑定評価書（函館市日吉町 1 丁目所在不動産
景澤不動産鑑定士分）中
- (1) 不動産鑑定士の印影および署名
 - (2) VI. 鑑定評価額決定の理由の要旨 4. 評価 (3) 試算価格の調整と鑑定
評価額の決定中 附属資料別表 B 取引事例比較法を採用して求めた価格に
係る個別比準価格
 - (3) 附属資料別表 B 取引事例比較法を採用して求めた価格中の所在、規模、
取引時点、取引価格、推定価格および比準価格
 - (4) 附属資料別表 E 取引事例比較法を採用して求めた価格中の所在、規模、
取引時点、取引価格、推定価格および比準価格
- 5 平成 24 年 10 月 4 日発行 意見書（函館市日吉町 1 丁目所在不動産 景澤
不動産鑑定士分）中
- (1) 不動産鑑定士の印影

当該情報のうち、不動産鑑定士の署名および印影ならびに不動産鑑定事務所の印影は重要な法的手続において使用される可能性があることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより当該法人等または当該事業を営む個人の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるということができる情報であり、事業運営上支障を来すおそれがあることから、また、取引事例に挙げた土地が特定され得る記載は、法人等の公開されていない資産に関する情報であり、当該法人等の信用力に関する情報であることから、これらを公開した場合、当該法人等の事業運営上支障を来すおそれがあることから、また、2 の不動産鑑定評価書は、まだ公表されていない著作権法上の著作物に該当するところ、著作者である不動産鑑定士から当該評価書を公衆に提供し、または提示することに同意しない旨の意思表示があったことから、同法第 18 条第 3 項第 3 号に規定する「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合」に該当し、公開した場合、同法第 18 条第 1 項で認められている著作者の公表権を侵害することとなり、著作者である不動産鑑定士の利益を害するため、函館市情報公開条例第 7 条第 3 号の「法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

様式第1号

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

67

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-48

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和4年1月26日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費
支払先			支払金額
(有)パピエ吉田 吉田紙店			¥15,675
摘要(品名)	数量	単価	金額
エプソンプリンターインク 黒	2 個	3,000	6,000
エプソンプリンターインク ブルー、ピンク、イエロー、写真	4 個	1,480	5,920
マックス針	3 個	90	270
インデックス	7 冊	110	770
ピット	2 個	120	240
色上質紙 A4	3 冊	350	1,050
(消費税)			1,425
			15,675

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 書

市民クラブ 様 4年1月26日

¥15,675

但 プリント一式代 ほか
上記正に領収いたしました

(有)パピエ吉田
吉田紙店

〒040-0073 函館市宮前町23番13号
TEL0138-41-2310 FAX0138-41-8555
e-mail:

様式第1号

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

伝票番号 K-19

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和4年1月27日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費
支払先			支 払 金 額
三菱HCビジネスリース株式会社			¥11,880
摘要(品名)	数量	単価	金額
複合機リース <2021年12月20日～2022年1月19日分(27/44)>	1式	11,880	11,880
(メーカー名: canon 形式:ADVC3520F3)			

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

別紙

No.62191

発行日 2022年1月27日

◇ 領 収 証 ◇

市民クラブ 御中

ご契約番号 : [REDACTED]

ご契約者名 : 小野沢 猛史

¥ 11,880-

(税抜き ¥ 11,000-)

(8%対象 ¥ 11,000-)

但 リース料として

2022年1月27日上記金額正に領収いたしました

三菱 HC ビジネスリース 株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号 西新橋スクエア

発行部署名	検印	担当印
カスタマーセンター	[REDACTED]	[REDACTED]

※金額を訂正したもの及び会社印並びに検印のないものは無効とします。

※再発行は致しません

Ver.2021.10

令和3年度

政務活動費支出伝票(一般)

69

会派名 市民クラブ

伝票番号 B-49

代表者	経理責任者	支出年月日	区分
		令和4年1月28日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費
支払先			支払金額
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則			¥550
摘要(品名)	数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒) (カラー)	43 枚 2 枚	10 60	430 120
(調査研究のため)			
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管			

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 02395

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市民クラブ 会長 小野澤 慶史 様				
年 度	3	会 計	一 般	金 領
款 目	諸収入 雜 入	項 項 節	雜 入 その他の雜入	¥ 550-
摘要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徵収金			取扱者印
上記金額を領収しました。				
令和 4 年 1 月 28 日				
函館市現金出納員 総務部文書法制課長 里 村 昌 则				

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和4年(2022年)1月27日

市議会 市民クラブ
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹

令和4年1月12日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和4年 1月28日 / 16 時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※ 時限性公開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問合せ先	市立函館保健所地域保健課 電話 32-1513	
備考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入しております。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

- 公文書の名称
 - 1 平成30年4月2日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）
 - 2 平成30年5月2日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）
 - 3 平成30年5月18日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）
 - 4 平成30年9月13日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）
 - 5 平成31年4月19日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）
- 公開しない部分の内容および理由
 - 1 平成30年4月2日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中
 - (1) 法人の理事長の印影ならびに理事および社員の個人の印影
 - 2 平成30年5月2日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中
 - (1) 法人の理事長の印影ならびに理事長および理事の個人の印影
 - 3 平成30年5月18日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中
 - (1) 法人の理事長の印影ならびに理事長および理事の個人の印影
 - (2) 印鑑登録証明書
 - 4 平成30年9月13日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中
 - (1) 法人の理事長の印影ならびに監事の個人の印影
 - 5 平成31年4月19日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中
 - (1) 法人の理事長の印影ならびに理事および社員の個人の印影

当該情報のうち、理事長の印影については、組合等登記令第25条において準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印影および印鑑登録証明書については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 平成30年4月2日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中
 - (1) 理事および社員の個人の印影
 - (2) 新役員の就任年月日
 - (3) 理事就任承諾書中の住所および就任年月日
 - (4) 履歴書
 - (5) 医療法人善智寿会理事会議事録中の
 - ア 出席理事の氏名（理事長を除く。）
 - イ 「7、議事」中の個人の行動に関する記載および波多野氏の理事就任年月日
 - (6) 医療法人善智寿会臨時社員総会議事録中の
 - ア 社員の氏名および入社年月日
 - イ 出席社員の氏名および出席社員が判明する記載
 - ウ 出席役員等の役職および氏名
 - (7) 「医療法人社団善智寿会役員及び社員名簿」中の
 - ア 役員名のうちの「生年月日」欄の記載、「年齢」欄の記載、「住所」欄の記載（理事長を除く。），および「入社年月日」欄の記載（理事長

を除く。)

イ 社員名のうちの「役職」欄の記載、「氏名」欄の記載、「生年月日」欄の記載、「年齢」欄の記載、「性別」欄の記載、「住所」欄の記載、「職業」欄の記載および「入社年月日」欄の記載

ウ 監事のうちの「生年月日」欄の記載、「年齢」欄の記載、「住所」欄の記載および「入社年月日」欄の記載

2 平成30年5月2日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中

(1) 理事長および理事の個人の印影

(2) 「辞任・退任等年月日」欄および「就任・重任年月日」欄の記載

(3) 理事就任承諾書中の住所および就任年月日

(4) 履歴書

(5) 医療法人善智寿会理事会議事録中の

ア 出席理事の氏名（理事長を除く。）

イ 「6、議事」中の個人の行動に関する記載および平原氏の理事就任年月日

ウ 委任状

エ 役員辞任届

3 平成30年5月18日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中

(1) 理事長および理事の個人の印影

(2) 履歴書

(3) 医療法人善智寿会理事会議事録中の

ア 出席理事の氏名（理事長を除く。）

イ 「6、議事」中の個人の行動に関する記載ならびに理事長の辞任理由（個人的な理由の部分に限る。）

(4) 委任状

(5) 印鑑登録証明書

(6) 医師免許証

4 平成30年9月13日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中

(1) 監事の個人の印影

(2) 「辞任・退任等年月日」欄および「就任・重任年月日」欄の記載（理事長を除く。）

(3) 監事就任承諾書中の住所および就任年月日

(4) 履歴書

5 平成31年4月19日受付 役員変更届（医療法人社団善智寿会提出分）中

(1) 理事および社員の個人の印影

(2) 履歴書

(3) 医療法人善智寿会理事会議事録中の

ア 出席理事の氏名（理事長を除く。）および欠席理事の氏名

イ 「1、議事の経過の要領及び議案別議決の結果」中の個人の行動に関する記載

(4) 医療法人善智寿会社員総会議事録中の

ア 出席理事の氏名および出席理事が判明する記載

イ 「1、議事の経過の要領及び議案別議決の結果」中の個人の行動に関する記載

当該情報のうち、特定個人の氏名、年齢、住所、生年月日、経歴、勤務先、行動および資格に関する情報等が判明する情報については、特定個人のプライバシ

一に関する情報、社会的活動に関する情報および知識、技術等に関する情報で公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。